

施策No.23 生活困窮者の自立支援

施策の目的

対象	意図
生活困窮者 生活保護受給者	①安心して生活ができるようになる ②自立（ここでいう自立とは、経済的・社会的・日常生活の自立をいう）した生活ができる

現状

本市の生活保護世帯は、平成26年度末現在で263世帯、被保護人員315人、保護率11.22%となっており、世帯分類別では、高齢者世帯が55.5%で最も高く、以下、その他の世帯19.4%、障がい者世帯11.4%、傷病者世帯11.0%、母子世帯2.7%となっています。

生活保護の新規受給に関する相談件数は、近年70件前後で推移しており、申請件数は平成26年度で48件となっています。保護開始の理由としては、預貯金の減少や世帯主の傷病が高い比率を占めています。

平成20年秋のリーマンショック※¹による景気低迷により、本市の生活保護受給世帯数は平成25年2月に297世帯となり、いったんピークに達しましたが、その後は微減傾向から横ばい傾向に転じています。

生活保護受給世帯から自立した世帯数（死亡、転出を除く。）は、平成25年度は18世帯でしたが、平成26年度には24世帯となっており、保護廃止の理由としては、半数の12世帯が働きによる収入の増加となっています。

平成27年度から開始された生活困窮者自立相談支援事業※²については、自ら相談に来ない潜在的な支援対象者の把握が難しい状況となっています。しかし、一般的には生活全般に困窮しての生活保護の相談が多いため、生活保護に陥る前の段階における継続的な就労支援や住居確保給付金の支給等を要するケースは少ないことが予想されます。

今後の状況変化

- ・ 地方経済の低迷に加え、退職後の厚生年金支給開始が65歳に引き上げられたことにより、年金支給開始までの期間に生活困窮に陥る世帯が増えることが見込まれ、生活保護受給世帯数及び被保護者数は増加するおそれがあります。

課題

- ・ 日常生活を営む上で困窮している市民の実態に応じた自立を支援するとともに、相談体制の充実を図る必要があります。
- ・ 生活保護からの自立が図れるように、就労支援の取組みを推進する必要があります。
- ・ 保護の適正実施の必要があります。
- ・ 年金未納解消を図る必要があります。

～施策の方針～

低所得者の安定した生活と自立を支援するために、相談体制を充実し、生活保護制度の適正な運用に努めます。また、生涯にわたる生活の基礎の安定を確保するため、国民年金制度の周知を図ります。

目的の達成度をあらわす指標とその目標値

成果指標	平成21年度実績値	平成26年度現状値	平成32年度目標値 ()は成り行き値
	平成27年度目標値		
A 生活保護受給率（人口千人に対する割合）	11.21% 14.00%	11.31%	12.70% (12.80%)
B 生活保護受給世帯から自立した世帯数	8世帯 9世帯	24世帯	25世帯 (24世帯)
C 生活困窮者自立支援相談世帯のうち、生活保護に陥らなかった世帯数	-	-	22世帯 (22世帯)

目標設定の考え方

- A：生活保護受給率（被保護者数/市内人口×1,000）は、今後、人口減少等により増加傾向で推移すると予想し、平成32年度における成り行き値は12.80%を見込みます。目標値は、成り行き値よりも0.1%少ない12.70%をめざします。
- B：生活保護受給世帯から自立（保護廃止）した世帯数は、年度によって差が見られますが、今後は平成26年度水準で推移すると予想し、平成32年度における成り行き値は24世帯を見込みます。目標値は、成り行き値よりも1世帯多い25世帯をめざします。
- C：生活困窮者自立支援相談世帯のうち、生活保護に陥らなかった世帯数は、月平均2世帯程度と予想し、平成32年度における成り行き値、目標値ともに22世帯をめざします。

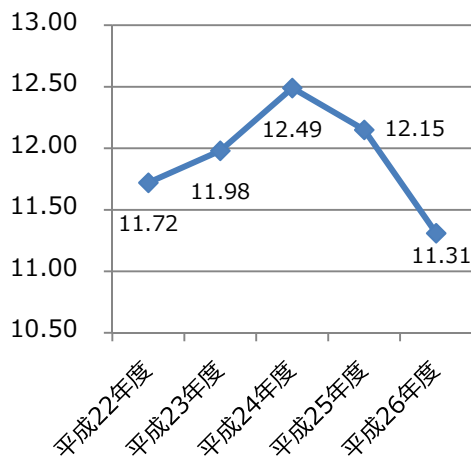
目標達成に向けた基本的な取組み

- 生活保護からの早期自立が図られるよう、ハローワーク等の関係機関と連携し、就労支援のあり方について一層の充実を図ります。
- 生活保護受給世帯に対して、個別に必要な助言・指導を適切に行います。
- 生活困窮者の不安の解消や軽減のために、利用できるサービスに関する情報提供や専門的な支援窓口へのつなぎなど、相談支援体制の充実を図ります。
- 適正な生活保護の実施に際し、就労阻害要因のない稼働年齢層に属する被保護者へは、ハローワークの生活保護受給者等就労自立促進事業、または福祉事務所独自の就労支援個別プログラム等の活用により積極的な就労支援を推進し、保護からの自立をめざします。

協働による市民と行政の役割分担

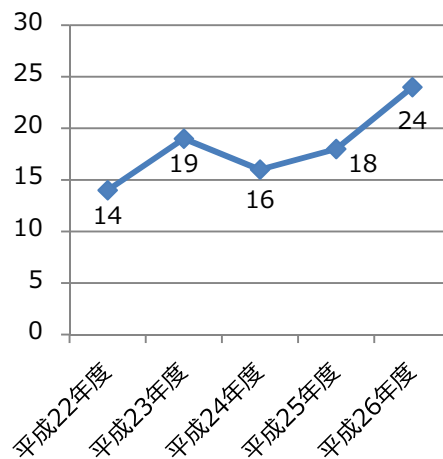
市民（住民、事業所、地域、団体等）の役割	行政の役割
<ul style="list-style-type: none"> 市民は、就労等により自立した生活を維持できるように努めます。 老後や障がい発生時の生活資金となる年金の受給を可能とするため、年金保険料を確実に納付します。 民生委員は、市民からの相談を受け、行政と連携して生活困窮者の支援を行います。 社会福祉協議会は、生活困窮者に対して適切な生活資金の貸付を行います。 	<ul style="list-style-type: none"> 国、県、市は、生活保護制度の適正な運用により、最低限度の生活水準を保障します。 市は、生活困窮者の自立に向けて適切な助言・指導を行います。 医療機関、警察、民生委員等の関係機関と連携し、生活保護制度を適正に実施します。 国、県は、生活保護制度の運用について、市に必要な助言・指導を行います。

【生活保護受給率（％）】



資料：伊佐市福祉課

【生活保護受給世帯から自立した世帯数（世帯）】



資料：伊佐市福祉課

¹リーマンショック：2008年9月に米国の名門投資銀行であるリーマン・ブラザーズが破綻したことを、これが世界的な金融危機の引き金となったことに照らして呼ぶ表現。

²生活困窮者自立相談支援事業：生活保護に至る前の段階の自立支援策の強化を図るため、生活困窮者に対し、就労その他の自立に関する相談支援やプランの作成を実施する事業。